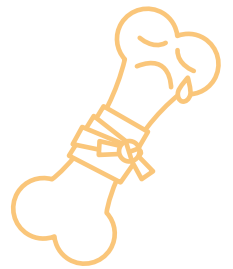


きっちり！
しっかり！

接骨院・整骨院

(柔道整復師)は

正しくかかりましょー！



接骨院や整骨院で健康保険が使える範囲は細かく規定されています。「気持ちがいいから」というだけのマッサージ代わりの利用に、健康保険は使えません。健康保険が使える範囲を正しく理解して、正しく接骨院・整骨院を利用しましょう。

健康保険は使えません！

- 単なる（疲労性・慢性的な要因からくる）肩こりや筋肉疲労
 - 運動後の単なる筋肉疲労
 - 病気（神経痛・リウマチ・椎間板ヘルニアなど）による痛み
 - 脳疾患の後遺症などの慢性病
 - 症状の改善がみられない長期の施術
- ※内科的要因も考えられますので、医師の診察を受けましょう。
- 医療機関で同じ部位の治療を受けているとき
 - 労災保険が適用される仕事や通勤途上でのケガ（雇用されている人）



治療費は
全額自己負担

リラクゼーション目的の施術は対象外

健康保険が 使えます

- 骨折、脱臼
- ※応急手当以外は、あらかじめ医師の同意を得ることが必要です。
- 急性の外傷性のけがによる捻挫、打撲、挫傷（肉離れ）
 - 負傷原因がはっきりしている骨・筋肉・関節のけがや痛み
- 健康保険でかかれる範囲は、「医師や柔道整復師の診断または判断により急性または亜急性（急性に準ずる）の外傷性の骨折、脱臼、打撲および捻挫で内科的原因による疾患でないもの」とされています。

治療内容についてお尋ねすることがあります

接骨院・整骨院で健康保険を利用した場合は、施術日や負傷部位、施術内容について文書や電話により確認させていただく場合があります。施術を受けたときの記録、領収証等を保管し、確認事項に対して回答できるようにご協力をお願いします。